

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年7月3日

【会社名】 日本電設工業株式会社

【英訳名】 NIPPON DENSETSU KOGYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 土屋 忠巳

【本店の所在の場所】 東京都台東区池之端一丁目2番23号

【電話番号】 東京3822局8811番(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 岩崎 俊隆

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区池之端一丁目2番23号

【電話番号】 東京3822局8811番(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 岩崎 俊隆

【縦覧に供する場所】

日本電設工業株式会社 横浜支店
(横浜市神奈川区鶴屋町三丁目32番13号)

日本電設工業株式会社 東関東支店
(千葉県稲毛区黒砂台三丁目1番1号)

日本電設工業株式会社 北関東支店
(さいたま市北区吉野町一丁目399番地5号)

日本電設工業株式会社 中部支店
(名古屋市中村区本陣通り二丁目29番地)

日本電設工業株式会社 大阪支店
(大阪市淀川区三国本町二丁目1番3号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第73期定時株主総会において、決議事項が決議されたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものである。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金20円

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 6,200,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 6,200,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 当事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条の事業目的を追加する。

(2) 「会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)」が平成27年5月1日に施行され、業務執行取締役でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが可能となったため、現行定款第25条及び第41条を変更する。

(3) 取締役会の運営に柔軟性をもたせるため、現行定款第28条を変更する。

(4) 取締役会及び監査役会の招集手続きを柔軟に行うため、現行定款第29条及び第42条を変更する。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、江川健太郎氏、土屋忠巳氏、田中 均氏、楠 重範氏、金子康郎氏及び山本康裕氏を選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、雨宮 募氏、生田康介氏及び中村知久氏を選任する。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任する井上 健氏、監査役を辞任する山下俊六氏及び内田海基夫氏に対し、退職慰労金を贈呈する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	518,795	1,719	383	(注) 1	可決 (99.60%)
第2号議案	517,196	3,318	383	(注) 2	可決 (99.29%)
第3号議案					
江川 健太郎	504,791	15,723	383	(注) 3	可決 (96.91%)
土屋 忠巳	513,271	7,243	383		可決 (98.54%)
田中 均	509,815	10,699	383		可決 (97.87%)
楠 重範	511,698	8,816	383		可決 (98.23%)
金子 康郎	515,017	5,497	383		可決 (98.87%)
山本 康裕	475,365	45,149	383		可決 (91.26%)
第4号議案					
雨宮 募	505,723	14,791	383	(注) 3	可決 (97.09%)
生田 康介	445,297	75,217	383		可決 (85.49%)
中村 知久	424,389	96,125	383		可決 (81.47%)
第5号議案	412,002	108,212	383	(注) 1	可決 (79.14%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成である。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成である。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成である。
4. 賛成の割合の計算方法は、本総会に出席した株主(本総会前日までの事前行使分及び当日出席)の議決権の数のうち、賛成の確認ができた議決権の数の割合である。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の各議案の賛成の確認ができた議決権の数の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立した。このため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算していない。